

自動車税種別割

この税は、自動車の所有者に対して課税されるものです。

■納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

〔割賦販売等で、自動車販売会社等に所有権が留保されている場合には、買主(使用者)〕

■納める額(主なもの)

自動車の種類、用途、排気量等により年税額が決められています。

区 分		自家用		営業用
		令和元年10月1日以降の新車		
乗 用 車	総排気量 1.0ℓ以下	29,500円	25,000円	7,500円
	総排気量 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円
	総排気量 1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円
	総排気量 2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
	総排気量 2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
	総排気量 3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円
	総排気量 3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円
	総排気量 4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	23,600円
	総排気量 4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円	27,200円
	総排気量 6.0ℓ超	111,000円	110,000円	40,700円
ト ラ ク ク (4人以上)	最大積載量 総排気量 1.0ℓ以下	13,200円		10,200円
	1トン以下 総排気量 1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300円		11,200円
	の場合 総排気量 1.5ℓ超	16,000円		12,800円
ト ラ ク ク (3人以下)	最大積載量 1トン以下	8,000円		6,500円
	最大積載量 1トン超 2トン以下	11,500円		9,000円
	最大積載量 2トン超 3トン以下	16,000円		12,000円
	最大積載量 3トン超 4トン以下	20,500円		15,000円
	最大積載量 4トン超 5トン以下	25,500円		18,500円

■申告と納税

1 申告

自動車を購入、廃車、登録事項の変更等をしたときは、その都度、自動車税種別割の申告書を県の鹿児島地域振興局自動車税課へ提出します。

2 納税

毎年4月1日現在で自動車を所有している人が、県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書により、5月末までに納めます。

ただし、4月1日以後に新規登録した場合は、登録のときに月割で納めます。

■身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合には減免されます。

納税通知書についている納税証明書は、車検を受ける際に使用することができます。
自動車検査証と一緒に大切に保管しましょう！



■グリーン化特例

地球温暖化・大気汚染防止の観点から、地球にやさしい自動車の普及等を図るため、排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車は税額を減額(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は税額を増額(重課)する制度です。

1 軽課

令和4年4月から令和8年3月末までに新車新規登録した自動車に次該当する自動車については、新車新規登録の翌年度の1年間のみ、自動車税種別割が減額(軽課)されます。

対象自動車			軽課の内容
自家用乗用車, バス, トラック	電気自動車, 燃料電池自動車, 天然ガス自動車(※1), プラグインハイブリッド車		年税額の概ね 75%を減額
営業用乗用車	ガソリン自動車 LPG自動車	令和12年度基準90%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	
		令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 50%を減額(※ 2)
	クリーン ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 令和2年度燃費基準達成車	年税額の概ね 75%を減額
		平成30年排出ガス規制50%低減 又は 平成17年排出ガス規制75%低減 (★★★★)	令和12年度基準70%達成 かつ 令和2年度燃費基準達成車

※1 平成30年排出ガス規制に適合する自動車又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、同基準値より10%以上Nox(窒素酸化物)の排出量が少ない自動車を対象です。

※2 令和7年3月末までに新車新規登録した自動車までが対象です。

2 重課

次に該当する自動車については、抹消登録するまで自動車税種別割が増額(重課)されます。

対象自動車	重課の内容
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	年税額の概ね 15%を増額
新車新規登録から13年を経過したガソリン車(LPG車を含む。)	※バス・トラック は10%

※ 一般乗合用バス、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンハイブリッド車、被けん引車は重課対象外です。

**自動車税種別割の納税は
便利な口座振替で！**



©鹿児島県ぐりぶー

自動車税種別割は、電話、電気、水道料金等のように、預貯金口座からの振替による納税ができ、大変便利です。ぜひ御利用ください。詳しくは、県の各地域振興局・支庁へお問い合わせください。

自動車税種別割 Q&A



手放した自動車の納税通知書が届きました。どうしてですか？

運輸支局等での名義変更(移転登録)、抹消登録はお済みでしょうか？
 自動車税種別割は、その年度の4月1日現在の所有者(所有権留保車については使用者)に納税義務があります。
 知人に譲ったり、自動車販売店に下取りに出したりしたのに、納税通知書が届いたのは、その自動車の名義変更や抹消登録が3月31日までにされなかったからです。
 まだ、手続きがお済みでない方は、速やかに手続きをしていただくとともに、今年度分の自動車税種別割については、新しい所有者等と相談するなどして納付をお願いします。



転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない！

住民票を移しても、自動車検査証の住所は変わりません。所管の運輸支局等で住所変更の手続きをしてください。
 また、鹿児島地域振興局自動車税課へも住所の変更について御連絡ください。



車検が切れている車や壊れて動かない車に税金がかかっている！

車検が切れたまま放置された自動車や、壊れて動かない自動車であっても、運輸支局等で抹消登録の手続きをしないと自動車税種別割がかかりますので、一日も早く抹消登録の手続きをしてください。



税金を納めた車を年度途中で手放した場合、税金はどうなりますか？

年度途中で手放した自動車が運輸支局等で抹消登録された場合には、その翌月からの税金が月割で還付されます。名義変更された場合は、法令の規定により、納められた税金は還付されません。



車検用の納税証明書を紛失しました。再発行できますか。

鹿児島県と国土交通省(運輸支局)との間で、自動車税種別割の納税情報を共有化していますので、納税証明書の提示を省略できます。

ただし、身体障害者等の減免・免除等の車両、納税後3週間程度の車両は例外となっていますので、鹿児島地域振興局自動車税課までお問い合わせください。

©鹿児島県ぐりぶー

■登録についてのお問い合わせ

鹿児島運輸支局登録部門
 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-1
 TEL 050-5540-2089

奄美自動車検査登録事務所
 〒894-0007 奄美市名瀬和光町12-1
 TEL 050-5540-2090

軽自動車検査協会 鹿児島事務所
 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目4-38
 TEL 050-3816-1761

軽自動車検査協会 鹿児島事務所奄美分室
 〒894-0007 奄美市名瀬和光町12-4
 TEL 050-3816-1762

自動車税種別割は
 必ず納期限内に
 納めましょう！

